

令和 6 年度 第 2 回知立市総合教育会議議事録

審 議 日 時	令和 7 年 2 月 12 日（水） 13:15 ～ 15:00			
審 議 場 所	知立市役所 4 階 第 4 会議室			
出 席 者	市 長	教 育 長	蔭山委員	竹内委員
	伊藤委員	寺田委員		
事 務 局	企画部長 企画政策課長 教育部長 学校教育課長 企画政策課課長補佐 企画政策課地方創生SDGs係 担当			
議 題	(1) 教育大綱について (2) 防災教育について (3) その他（第 7 次知立市総合計画について）			
企画部長	只今より、「令和 6 年度第 2 回知立市総合教育会議」をはじめます。 本日の議題は、「教育大綱について」と「防災教育について」です。 それでは、議事の取り回しは、知立市総合教育会議設置要綱第 4 条第 1 項において、市長が議長となり議事を総理するとありますので、市長にお願いします。			
議長（市長）	次第に沿って議事を進めます。はじめの議題は、「教育大綱について」です。 それでは、事務局より説明をお願いします。			
企画政策課 課長補佐	（教育大綱について、資料 1 及び資料 2 に沿って説明）			
議長（市長）	ただいま事務局より説明がありました教育大綱について、ご意見がございましたら、ご発言をお願いします。			
蔭山委員	私は、現行の教育大綱の策定時に教育委員を務めていました。現行の教育大綱（令和 3 年度～令和 7 年度）については、内容の変更を行わないということで承認いたしました。 しかしながら、最近の子どもたちの様子を見る中で、いくつか気になる点があります。この内容を教育大綱に盛り込んでいただきたいと思います。 これまでの学校教育の形態は、一人ひとりの子どもを大切にするという方向で評価されてきたと認識していますが、今後は、子ども一人ひとりの発達の状態に応じた教育が重要であると考えます。特に、小学校低学年、小学校高学年、そして中学生のそれぞれに発達に関する課題が見受けられます。 近年、不登校が大きな問題の一つとして挙げられています。この問題に対しては、フリースクールの設置や学校内での居場所づくり等、一人ひとりの子どもの要求に応じた取り組みが積極的に行われてきました。 不登校という問題は、子どもたちの発達過程において何らかの課題に躓いて生じるものであるため、教育が停滞している子どもたちに対して、学校教育として手を差し伸べることは、必要かつ重要なことであったと認識しています。			

しかしながら、不登校の子どもたちに合わせた教育全般の考え方では、課題に躓いていない子どもたちに対しては、やや弱腰になっているように思えます。

教育大綱では、1. 学校教育、2. 生涯学習、3. 社会教育について方針が定められています。教育大綱の基本的な内容は現行の内容のままでよいと考えますが、最近の子どもたちは困難に立ち向かう力が弱くなっているように感じますので、1. 学校教育に関する記載の中に、困難に立ち向かって乗り越えていくことについて追加できればと考えています。

「様々な課題を自ら解決していく力」という部分を「困難に直面しても積極的に乗り越えていく力」と変更するのはいかがでしょうか。

議長（市長）

ありがとうございます。

蔭山委員からは困難に立ち向かうことに関する具体的な内容を教育大綱に追加することについてのご意見をいただきました。

その他にご意見はございますか。

竹内委員

教育大綱については厳格な規制をせず、現行の内容のままで進めていければと考えていました。

議長（市長）

ありがとうございます。

竹内委員からは現行の内容のままでよいのではないかというご意見をいただきました。

その他にご意見はございますか。

寺田委員

1. 学校教育に関することの中に記載されている「様々な課題を自ら解決する力」についてはよい表現だと感じていますが、最近の子どもたちの状況を考慮すると、様々な問題や困難に直面した際に、それを乗り越えることが非常に難しいように思えます。小さな問題や困難であっても、周囲に相談できない子どももいるでしょうし、自ら解決する方法が分からない子どももいると思います。そのため、自ら解決する力を育む前に、困難に立ち向かう力を培ってほしいという思いがあります。そのため、「様々な問題を自ら解決していく力」という部分を見直してもよいのではないかと考えています。

議長（市長）

ありがとうございます。

寺田委員からは、「様々な課題を自ら解決していく力」という部分を見直してもよいのではないかとご意見をいただきました。

伊藤委員はいかがでしょう。

伊藤委員

現行の内容のままでよいと思います。

議長（市長）

ありがとうございます。

ご意見をいただきました部分は1. 学校教育に関することの中に記載されている「様々な課題を自ら解決していく力」という部分かと思います。

先ほど蔭山委員から、困難に立ち向かう力が弱まっているのではないかとのご指摘があり、「様々な課題を自ら解決していく力」という部分を「困難に直面しても積極的に乗り越えていく力」という文言に変更した方がよいのではないかとのご意見をいただきました。また、寺田委員からは、様々な課題を解決していく力だけではなく困難に立ち向かうことに関する記載があってもよいのではないかとのご意見をいただきました。

教育長いかがでしょうか。

教育長

蔭山委員及び寺田委員が言及された「困難」という言葉は、国の第4期教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）において、頻繁に使用されている表現の一つです。この計画では、将来の予測が困難であることを踏まえ、その困難に立ち向かい、乗り越える力の重要性が強調されています。

また、教育大綱において言及されている様々な課題には、困難な事柄も含まれていると思いますが、環境教育や少子高齢化といった広範な意味の課題を指していると考えています。

また、教育大綱の1. 学校教育に関する記載の第3行目には「たくましい心身の育成をめざして」と記されており、「様々な課題を自ら解決していく力」というのはこの部分に紐づいて作成されたものだと思います。

知立市では、令和8年度から第7次知立市総合計画の計画期間が始まりますので、総合計画の内容も踏まえ、検討していくことが大切だと思います。ご意見いただいた点については、吟味し、次年度に検討させていただければと思います。

蔭山委員

一般市民の方々にとって、現在の内容では理解が難しいと思います。

抽象的な表現が多すぎると理解が難しくなると思いますので、教育大綱においては、できる限り具体的に明示することが重要だと思います。

説明をしなければ理解できない内容よりも、具体的で明確な表現の方が望ましいと考えます。

議長（市長）

ありがとうございます。

次の教育大綱は令和8年度からになりますので、委員の皆さまからご意見をいただいた部分については、令和7年度に改めて審議できればと思います。

議長（市長）

それでは、「教育大綱について」は以上とさせていただきます。

続いて防災教育についてです。

昨今、多くの災害が発生しており、大規模災害の発生も危惧されています。知立市においては南海トラフ地震の発生が懸念される地域であります。そうした状況の中で、小学校、中学校での防災教育の重要性が非常に高まっているのではないかと思います。議題と

して挙げさせていただきました。

それでは、担当課より「防災教育について」説明をお願いします。

学校教育課長

(防災教育について、別紙1～5、資料1～5に沿って説明)

議長（市長）

ただいま担当課より説明がありました防災教育について、ご意見がございましたら、ご発言をお願いします。

伊藤委員

マイタイムラインは非常によい取り組みだと思うのですが、小学4年生から実施される内容であるため、低学年については、実施されていません。

防災教育の取り組みの中で、小学5年生が作成した安全マップを低学年の子どもに教えてあげるといった内容があったため、マイタイムラインも同様に、家の近い子どもや登下校班の中で高学年の子どもが低学年の子どもに教えてあげる機会を設けられるとよいと思いました。

また、登校は通学班で行いますが、下校は学年下校が多いため、下校時に災害が発生した場合は、低学年の子どもたちだけで対応をしなければいけません。

低学年の子どもたちの安全のためにも学校全体で高学年の子どもが低学年の子どもに教えてあげる体制を整えていただければと思います。

議長（市長）

ありがとうございます。

学校教育課長いかがでしょうか。

学校教育課長

学校に子どもたちが来れば、教員が指示を出せるのですが、一番怖いのは、やはり登下校時になります。学年ごとに下校時間が異なるので、どのように対応すべきか悩んでいましたが、高学年の子どもたちが低学年の子どもたちに学んだことを伝えていく体制を整えてほしいとご意見をいただきましたので、各学校に広めていきたいと思っています。

蔭山委員

防災に関する対応について、どの程度まで準備を進めるべきかという点が重要です。地震が発生した際の具体的な行動については一定の教育をしていますが、被害が甚大で復旧に1年以上かかる場合や避難所生活が長期化する場合、水の供給が遅れること等、様々な状況を考慮する必要があります。

特に、災害によって家族を失った子どもたちへの影響は計り知れません。学校の教員だけでは、そうした子どもたちに対してどのような支援を行うべきか、また、どこに援助を求めるべきかという情報が不足しています。避難所での生活が長引く場合、子どもたちはどのような点に注意を払うべきか、防災教育の中でそのような視点が欠けているように感じます。

例えば、大規模な災害が発生した際には、愛知県の臨床心理士会に依頼することで心のケアを行う専門家を派遣してもらえることがありますが、こうした情報は親や子どもたちにはあまり知られていません。また、小児科医もそのような支援につ

いての知識が不足しているため、薬を処方するだけの対応になってしまうことが多いです。

愛知県にはサポートセンターがあり、連絡をすれば、子どものケアを行う専門家を派遣してもらえます。さらに、費用を支払うことで臨床心理士を派遣してもらうことも可能です。

避難所生活が長期化した場合を想定して、個々の子どもが抱える心の問題についても防災教育の中に組み込んでほしいと考えています。その際に、どのように対応すればよいかという具体的な指針も必要です。

防災教育の内容が「何が起こったらどうするか」で終わってしまっている現状は問題であるため、子どもたちの心のケアや避難所での生活が長期化した場合等のことについても防災教育の中で扱ってほしいと思います。

市長

ありがとうございます。

学校教育課長いかがでしょうか。

学校教育課長

蔭山委員のおっしゃるとおりだと思います。しかしながら、現在の防災教育においては、学校における対応が主な内容となっています。子どもたちの心のケアにまで内容を広げる場合、多方面での連携が必要だと思いますので、今後、近隣市と情報共有をしながら検討を進めていければと考えています。

教育長

現在、学校は命を守ることに非常に重点を置いているため、心の安定面に関する内容を防災教育として実施できていません。

すべて学校主導で行うとうまくいかない部分もあると思います。知立東小学校や八ツ田小学校での実践のように地域の方々が根本的な土台を築いて、学校の子どもたちと一緒に取り組むという地域との関係性も重要であると考えます。

大規模な災害発生時に、子どもたちを学校が見るのか、家庭が見るのか、地域が見るのか、それとも公的立場の人が見るのか、議論が長引いてしまうとただ時間だけが過ぎてしまいますので、それぞれの役割分担を明確にする必要があります。

知立市では、巨大地震警戒が発表されても原則学校に来るようになっていますが、学校に来た場合の怪我等については学校の責任になる可能性があります。

今年度に南海トラフ地震の臨時情報の巨大地震注意が発表されましたが、発表されてから1週間何も起こりませんでした。臨時情報が発表された中でも、親は働きに行くため、子どもたちの受け皿をどうするかということが問題になってきます。

知立市だけが地理的条件等で学校に来させるのか、近隣市のように学校に来させないようにするのか、検討が必要です。

新型コロナウイルス感染症が拡大した時のように学校に来ざるを得ない場合は、お弁当を持参させて対応する等の方法がありますが、何しろ学校教育だけでは解決できない問題です。いつ起こるから分からない災害に備えて、市役所や児童クラブ等を含めた市内全体で考えていく必要があります。

蔭山委員

子どもに対する責任について考えると、学校教育の中には「管理内」と「管理外」という考え方があります。具体的に、登下校の時間は「管理外」となるため、この点を明確に示しておく必要があります。その上で、親とどのように協力していくかを考えることが重要です。これは長期にわたる課題であり、学校が常に子どもたちに寄り添うことは難しいため、どの部分をどのように考慮すべきかを明確にする必要があります。

また、地域住民の役割についても一人ひとりが自覚を持つ必要があります。責任に対する自己認識が不足している現状を踏まえ、協定や約束を通じて自覚を促し、明確にしておくことが重要だと考えます。

学校教育課長

知立市の教員の半数以上は知立市に在住しておらず、大規模な災害が発生した際に教員自身が学校に来ることが難しい状況です。このような場合、誰が対応するのかという問題が発生します。

そのため、地域住民の方々と連携・協力していくことが重要であると考えます。

今後、地域との関係を構築しなければ大規模な災害が発生した際に、学校に誰もいないという状況になってしまう恐れがあります。

学校だけでは対応が難しい問題であるため、地域住民の方々との連携・協力について検討を進めていきます。

蔭山委員

学校に対する期待が非常に大きいため、何か問題が発生した際に学校に電話をかけても、応答がない状況になると、怒りを示す人がいます。しかし、そのような状況において、教員が応答できない理由や背景を理解していないことが多いのです。このため、現段階で地域と学校の間関係を明確にし、相互の理解を深めておくことが重要であると考えます。

議長（市長）

ありがとうございます。

防災に関する学校と地域の連携についてご意見をいただきました。

その他にご意見はございますか。

竹内委員

災害対応マニュアルにおいて、暴風警報に関する規定は明確ですが、大雨の場合については不明確な点があると感じています。以前は、大雨警報が発表されても登校するという方針があったかと思いますが、学校が始まる時間に警報が出た場合、大雨の影響で休校にならないことがあります。特に、通学に30分から40分かかる生徒がいる場合、すぐに帰宅できない状況が生じる可能性があります。暴風警報は休校となる一方で、大雨警報は休校にならないという線引きを明確にしておく必要があると考えます。

議長（市長）

ありがとうございます。

学校教育課長いかがでしょうか。

学校教育課長

竹内委員のお話は以前にあったことですが、令和5年に豪雨が降った際、豊橋市でも問題になっていました。最近の異常気象については予測が難しいと思いますが、学校に

においては、資料１－１（１）に記載されているとおり、河川が増水した場合は、個々に状況が異なるため、自主的に休校の判断をし、学校に連絡する形となっています。しかし、どのような場合に連絡するのか等、明確にできていない部分や異常気象への対応が不十分な部分もあると感じていますので、改めて検討していきたいと思います。

教育長 大雨警報で休校としている学校は県内に一つもなく特別支援学校のみとなっています。県立高校においては、交通が遮断されている場合は、学校に来なくてもよいとなっていますが、公立の小中学校においては、学校に来ることとなっています。

名古屋市は区域が広いため、休校等については学校判断としているようですが、知立市の場合は、地域によっては学区が入り混じっているため、市全体で対応を統一しなければいけません。

蔭山委員 子どもの安全を第一に考え、休校にする方がよいのではないかと思います。

義務教育は親の責任で行っていることを踏まえると、学校が親の仕事のために開校するというのは、理屈に合わない気がします。

もし校長の判断が誤っていた場合には、裁判沙汰になる可能性もありますので、家庭で責任を持って子どもを守ることを徹底した方がよいと思います。

大雨警報が発表されて休校とする学校が県内に一つもないという状況では、学校と親の対応について不明確であるため、そもそも大雨警報で休校にするのか、休校にする場合は子どもの受け皿をどうするのかについて明確にしておいた方がよいと考えます。

教育長 休校については地域住民から情報を得て、教育委員会にも連絡した上で、最終的に学校長が判断するようになっています。

保育園等も関係する問題であるため、庁内全体で連携していかなければなりません。

議長（市長） ありがとうございます。

以前から異常気象が起こっているため、ご意見いただいた点が課題になってくると思います。

今後、県全体の対応も変わってくるのでしょうか。

教育長 県からは各市で判断して対応するように案内がされています。

議長（市長） ありがとうございます。

それでは引き続き対応をお願いしたいと思います。

その他にご意見はございますか。

議長（市長） それでは、「防災教育について」は、以上とさせていただきます。

最後に「その他」ですが、まずはじめに事務局より報告させていただきます。

企画政策課
課長補佐

第7次知立市総合計画についてご報告いたします。

総合計画は、市の最上位の計画に位置づけられるものであり、今年度をもって10年間の計画期間を有する第6次知立市総合計画が終了します。来年度からは新たに第7次知立市総合計画が10年間の計画としてスタートいたします。

この計画の策定にあたり、令和5年度から令和6年度にかけて総合計画の策定を進めており、その中で知立市総合計画審議会を実施しました。この審議会には、教育委員会を代表して竹内委員にご参画いただきました。

総合計画の内容につきましては、議会の議決を経て確定するのですが、この度、12月議会での議決を得て確定しましたので、ご報告いたします。現在、製本作業を進めているため、具体的な形としてはまだご提示できませんが、概要についてご説明させていただきます。

昨年度から策定を進める中で、市民アンケートを実施し、2,000人以上の方々から回答をいただきました。また、全5回にわたって市民ワークショップを開催し、知立市における理想の暮らしや駅周辺の整備、子育てに関するテーマについて意見を収集しました。これらのデータを分析し、総合計画審議会でも総合計画の内容についてご審議いただく形で計画策定を進めてまいりました。

第6次知立市総合計画は、現状の課題に対して「もっとこうの方がよい」「今の取り組みにはもっとこれが必要だ」といった現状の延長線上の未来を考えていたのに対し、第7次知立市総合計画では、10年後に望む知立市の理想の姿を定め、その理想の姿から逆算して必要な施策を考えるバックキャスティングの手法を用いて策定しました。

第7次総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成されており、基本構想にはまちの将来像が明記され、それに基づく人口推計や大きな方向性について定められています。まちの将来像を実現するために市が行うべきことを基本計画で定めています。これまでの基本計画はあらゆる施策が記載されていましたが、今回は重点戦略として整理しました。

実際に実施する事業については、実施計画として毎年更新する形で進めてまいります。第7次知立市総合計画で定める知立市の将来像としましては、様々な意見を集約し、『輝くまち みんなの知立』にぎわい・つながる・自分らしさをかなえるまち」という将来像に決定しました。

このように、様々な分野から意見を集約したことで、内容が充実したものとなりました。人口減少に対する懸念もあり、人口を増加させていく方法についても考慮しながら、この計画の実現に向けて進めていければと考えております。今後とも、さらなる発展を目指してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

竹内委員

総合計画審議会は、様々な分野に精通する方々の意見が集約される場であるため、非常に濃い内容でした。審議会においては、人口減少が危惧される中で、いかに人口を増加させていくかという考えのもと進めてきましたので、まちの将来像の実現に向けて、さらに発展していったほしいと思います。

議長（市長）	ありがとうございます。 その他にご意見はございますか。 特にご意見はないようですので、最後に事務局より連絡をお願いします。
企画部長	次回の総合教育会議は、令和7年5月8日（木）に開催する予定です。ただし緊急を要する議題が発生した場合は、臨時で開催をいたします。 よろしくお願いいたします。
議長（市長）	ありがとうございました。 （終了）